

綾部市農業委員会委員募集要項

1 募集人員

19名

2 任用期間

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

3 身分

特別職の非常勤職員

4 主な業務の内容

毎月開催の定例会議への出席、年1～2回程度の現地調査や農地パトロール、農地の権利移動や転用に係る許認可の審査、農地相談の対応、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、地域計画の推進、農地貸借における調整など

5 報酬

綾部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づく額

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者とする。

ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

(1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁固以上の刑に処せられて、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 推薦及び応募に係る手続き等

所定の様式に必要事項を記入のうえ、受付期間内に必要書類を添えて、郵送又は持参により農政課管理担当へご提出ください。（所定の様式は農政課の窓口に備え付けています）

(1) 推薦及び募集の様式

区分	様式
個人による推薦	様式第1号：綾部市農業委員会委員候補者推薦書・個人用
法人又は団体による推薦	様式第2号：綾部市農業委員会委員候補者推薦書・法人等用
応募	様式第3号：綾部市農業委員会委員候補者応募書

(2) 推薦及び募集の受付期間

令和8年2月9日（月）午前8時30分～3月13日（金）午後5時15分（必着）

(3) 必要書類

- ① 推薦を受ける者及び応募する者の住民票（本籍及び筆頭者の記載があるもので、提出日前3ヶ月以内に発行されたもの）
- ② 推薦する者が法人又は団体（以下、「法人等」という。）の場合、当該法人等の定款の写し

8 選考及び任命

市に設置する「農業委員候補者選考委員会」において候補者を選考し、6月定例会で議会の同意を得た後、市長が任命します。

9 推薦及び応募の状況の公表

受付期間の中間及び終了後に、提出された推薦及び応募に係る書類に基づき、以下の内容を綾部市ホームページで公表します。

- (1) 推薦した者(個人)については、氏名、職業、及び年齢
- (2) 推薦した者(法人等)については、名称、目的、代表者等の氏名、構成員の数及び構成員の資格
- (3) 推薦を受けた者又は応募した者の氏名、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況、認定農業者等の該当の有無
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦した者が推薦を受けた者を綾部市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募した者が綾部市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (6) 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (7) 応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数

10 その他

- (1) 農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）と重複して推薦又は応募することができますが、農業委員と推進委員の兼務はできません。重複して推薦又は応募した場合、先に農業委員の候補者の選考を実施し、この選考に漏れた場合に限り、推進委員の候補者となることができます。
- (2) 綾部市は、管内の認定農業者の数が農業委員の定数の30倍を下回るため、「認定農業者等」に下記の者を含みます。
 - ① 認定農業者である個人及び認定農業者である法人の業務を執行する役員又は法令で定める使用人
 - ② ①であった者
 - ③ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族
 - ④ 認定就農者である個人及び認定就農者である法人の業務を執行する役員又は法令で定める使用人
 - ⑤ 地域計画における目標地図に位置付けられた個人及び法人の業務を執行する役員又は使用人
 - ⑥ 指導農業士又は青年農業士

【推薦及び応募に係る書類の提出先及び問合せ先】

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市農政課管理担当 電話番号：0773-42-4266（直通）